様式第5号(第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長

丸亀市保育士修学資金等貸付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった修学資金等の貸付けについては、次のとおり決定したので丸亀市保育士修学資金等貸付条例施行規則第7条の規定により通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 修学資金等の  貸付けの可否 | 可　・　否 | |
| 貸付金の種類 | 貸付決定額 | 貸付期間 |
| 修学資金 | 月額　　　　　　　円 | 年　　月から　　　年　　月まで |
| 入学資金 | 円 |  |
| 就職準備金 | 円 |  |
| 貸付条件等 | （１）貸付金は無利子とします。  （２）この保育士修学資金等貸付けに係る文書について、丸亀市情報公開条例（平成17年条例第21号）の規定に基づく文書の開示請求又は個人情報の開示の申出等があった場合は、当該条例の趣旨に添った対応をしてください。  （３）この保育士修学資金等の貸付けに係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは返還が完了した日又は返還免除が決定した日の属する年度の終了後5年間保存してください。  （４）丸亀市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 | |
| 不可の場合その理由 |  | |

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。